

## 決算特別委員会教育民生分科会 記録

開会年月日	平成28年9月27日
開会時刻	午後1時27分
散会時刻	午後3時33分
出席委員名	◎藤原清史    ○楠木宏彦    上村和生    北村 勝
	辻 孝記    吉岡勝裕    品川幸久    上田修一
	中村豊治
	中山裕司議長
欠席委員名	—
署名者	上村和生    北村 勝
担当書記	中野 諭
審査案件	議案第74号    平成27年度決算認定について 教育民生分科会関係分
	議案第75号    平成27年度伊勢市病院事業会計の決算認定について
説明者	市長、副市長    ほか関係参与

## 審査の経過ならびに概要

午後 1 時 27 分、藤原会長が開会を宣言し、会議成立宣言の後、会議録署名者に上村委員、北村委員を指名。「議案第 74 号 平成 27 年度決算認定について」中、教育民生委員会関係分を議題とし、審査の進め方は、委員長に一任することを諮り決定の後、まず一般会計の歳入から審査に入り、款 3 民生費、項 2 老人福祉費まで審査を終わり、諮ったところ、本日はこの程度で散会し、明 28 日午前 10 時から継続会議を開き、審査を続行することと決定、本日の出席者には会議通知をしないこととし、午後 3 時 33 分に散会した。

なお詳細は以下のとおりです。

開議 午後 1 時 27 分

### ◎藤原清史会長

ただいまから教育民生分科会を開会いたします。

出席者は全員でありますので、会議は成立いたしております。

会議録署名者 2 名は、会長において上村委員、北村委員の御両名を指名いたします。

審査の進め方につきましては、会長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ◎藤原清史会長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

最初に、審査の進め方につきまして御説明させていただきます。

当分科会の審査日程につきましては、本日から 29 日木曜日までを予定しております。

次に、審査の順番につきましては、議案第 74 号、第 75 号の議案番号順で歳入から審査を行った上、全議案の審査を終了し、必要に応じて賛否を問うこととしたいと思っております。

次に、議員間の自由討議につきましては、審査の中で討議をすべきことがあれば委員から申し出をいただき、それを皆様にお諮りしまして行いたいと思っております。

また、当分科会関係分の一般会計、特別会計、企業会計及び全会計の審査終了後に、皆様に自由討議の実施についてお諮りしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ◎藤原清史会長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

次に、審査に入ります前に、会長から一言皆様をお願い申し上げます。

審査に当たりましては、平成 27 年度の決算に対する質疑にとどめていただき、起立の上発言していただきますようお願いいたします。また、数字のみを確認する質疑、要望事項、他の委員の質疑と重複する質疑は避けていただき、関連質疑がある場合は重複を避け、要領よくお願いいたします。なお、質疑は一問一答方式で行い、簡潔をお願いいたします。

続いて、当局説明員の皆様に申し上げます。

当局説明員の方におかれましては、発言の際、挙手の上、大きな声ではっきりとみずからの職名を告げていただきますようお願いいたします。また、委員の質疑の要旨を的確に把握され、答弁につきましても要領よく簡潔に願いまして、審査の進行に御協力いただきますようお願いいたします。

いずれにいたしましても、効率よく進めたいと思いますので、委員並びに当局の皆様方の格別の御協力を重ねてお願い申し上げます。

それでは、ただいまから審査に入ります。

それでは、「議案第 74 号平成 27 年度決算認定について」中、当分科会関係分から御審査を願うことといたします。

事項別明細書により、一般会計の歳入から審査に入ります。

決算書の 52 ページをお開きください。

款 13 分担金及び負担金を御審査願います。当分科会の所管は、項 1 負担金のうち目 1 民生費負担金となります。

### **【款 13 分担金及び負担金】《項 1 負担金》（目 1 民生費負担金）**

◎藤原清史会長

御発言はありませんか。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

それでは、ここで保育園保育料、また認定こども園の負担金の未収金不納欠損についてお伺いいたします。

決算書 52 ページ、53 ページを見せていただきますと、27 年度の収入未済は 2,847 万、また不納欠損として 224 万行ったということで記載をいただきました。26 年と比較しますと、収入未済のほうが約 700 万円減ということで、26 年は 3,590 万円ほどあったんですけれども、また不納欠損の額についてはほぼ同レベルかなと思います。収入未済を減らしていくということについては、不納欠損処分を減らしていく大きな一つの要素だと思います。700 万円ほど減らしていただいた努力はどういったものがあったのか、まずお伺いしたいと思います。

◎藤原清史会長

こども課長。

●藤原こども課長

保育料の収入未済についてでございますけれども、私ども滞納対策としましてまず努力いたしましたのは、初期段階での催告に努めてまいりました。納期到来後、督促状を交付させていただきましても、それ以降まだ納付されない方に関しまして文書催告を重ねて、初期段階で納付いただけるように努めてまいりました。また、長期にわたって滞納が

続く場合には収納推進課との連携のもと滞納処分を進めてまいった結果、こういったふう  
に収納率を向上させることができたものと考えております。

◎藤原清史会長  
吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

わかりました。特に初期の段階からいただくような努力をしていただいたということで、  
今後とも引き続き、この努力をお願いしたいと思います。

また、その中で公立と私立と保育園はあるわけですがけれども、その辺の差はあるのかな  
いのか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

◎藤原清史会長  
こども課長。

●藤原こども課長

保育料につきましては、公立あるいは私立の保育所で特に収納率の違いはございません。  
平成 27 年度の現年度分におきましては、公立が 98.99%、私立のほうは 98.89%となっ  
ております。この状況は年度によりさまざまございまして、特に違いがあるものとは捉え  
ておりません。以上でございます。

◎藤原清史会長  
吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

わかりました。ありがとうございます。両方ともそれほど違いはないということですが、  
今、園長さん等にもお願いをして、保育料の徴収に努力していただいていると思います。  
今後も引き続き、未収金対策には努力をお願いしたいと思います。

また、児童手当の中からもらうこともできるということで、これまでも未収金対策の一  
つということになっておりますけれども、この金額の中で児童手当からもらっていた  
ような金額はどれぐらいあるのか、教えていただけますでしょうか。

◎藤原清史会長  
こども課長。

●藤原こども課長

児童手当から同意のもとに保育料として納付いただきましたのは 406 万 290 円ござい  
ます。

◎藤原清史会長  
吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

ありがとうございます。

今回聞かせていただいたのも、同意のもとでということ、400万円ほどいただいたということ、他市の状況を見せていただきますと、滞納を繰り返している方については、滞納分はいただきませんが、それからの分というのは特別徴収をしていただきますよということをやっている市もいろいろインターネットを探しますと出てまいります。三重県内でざっと見たところ、そこまでやっているとところというのはまだ余り見かけなかったんですけれども、余り長いこと払っていただけない方につきましては特別徴収の規則というものもつけて、できれば私の個人的な感覚では、半年も払っていない方はこれからは特別徴収させていただきますよというような規則をつくることでお金を払っていただくということにもなるのではないかなというふうにも思いますが、そこら辺の考えをお伺いしたいと思います。

◎藤原清史会長  
こども課長。

●藤原こども課長

児童手当から保育料を徴収させていただく方法として、一つはこれまで行ってまいりました滞納分に関して同意のもとに徴収させていただくという方法、もう一つが、委員仰せの納期が到来する前の保育料について特別徴収をすると、本人の同意なく特別徴収させていただくという方法がございます。現在のところ、伊勢市におきましてはこういった特別徴収を行っておりませんが、有効な手段の一つとして考えておりますので、規定の整備等も必要になりますけれども、今後、他市の状況も踏まえて検討してまいりたいと考えております。

◎藤原清史会長  
他に御発言はございませんか。  
品川委員。

○品川幸久委員

私も、ここの保育所の負担金の話をさせていただきます。

私、ずっとこれやっておるんですけれども、いつか大体现年度で700万ぐらいの未収があったと。大体、零歳でその子が入ると5歳までは多分未収になるんだろうというように、5年間700万ずつ重ねていくのかなと、そんなこともお話しさせていただきました。

それで、もうぼちぼち700万という大きな数字の不納欠損が出てくるのではないかなという話をした中で、お金の徴収の仕方ということをおっしゃっていただきました。それは、当然、県のほうの指導で、民間の保育園の先生が、公金の徴収がないのということ、全部銀行

振り込みになったと、全く顔が見えなくなってしまうということが大きな原因になったんだろうねという話もさせてもらった。

先ほど吉岡委員のほうから園長先生もしっかりとという話なんですけれども、園長先生は今は徴収に関してはノータッチの立場をとられておると思うんです。昔は園長先生が袋を持って、これお願いね、お母さんに渡しておいてねと言うてくると、親御さんは入れて持ってこざるを得なくなったということで徴収率が高かったと思うんですけれども、それまでにいろいろ、私立の保育園の園長さんも公金取り扱いのそういう権利を渡したらどうやとか、いろんな話をさせてもらったんですけれども、今どのような努力でやっておられるのか、教えていただきたいと思います。

◎藤原清史会長

こども課長。

●藤原こども課長

保育料の収納に関しまして、これまで私立保育所への収納業務の委託等もしてまいりました。一方でコンビニでの収納を平成 24 年度から開始して、収納窓口の拡大を図ってきたところでございます。

委員仰せの保育所というふだん保護者の方と顔を合わせる場で納付を促していくということは、非常に有効であるかと思えます。そういった点で、納期内の納付ということで各園から促していただいております。一方で、滞納となってしまった方に関しましては、滞納処分という形で厳しく対処させていただくような形で収納率の向上に努めておるところでございます。

◎藤原清史会長

品川委員。

○品川幸久委員

努力をされておるといのはよくわかっていますが、大体、1年間滞納した人が2年目に、じゃ今度2年分払おうかということはもう難しい話ですね。3年になって4年になったら、まして小学校に上がってしまったらなかなかお金は徴収できない。当然、おたくらもとめに入っておると思うんですけれども、そこら辺で前々回か、聞かせてもらったときに、遊びにお金を使っておる親もおるといふうなことで、非常に悪質な方には非常に厳しく取り組んでくれというふうなお話もさせていただいて、ぜひともやるという話やったんです。その点はちゃんとやられたんでしょうか。

◎藤原清史会長

こども課長。

●藤原こども課長

納期内で納付をいただけない場合に関しましては、早期の催告ということで文書での催

告あるいは電話で催告を重ねまして、なるべく早い段階で納付していただくよう促しをさせていただいております。このことは、延滞金が発生することを防ぐという意味でも、保護者にとっても早期の納付ということは必要なことと考えております。さらに、再三の催告に応じない場合、これまでも滞納処分という形をとってまいりましたが、滞納処分も早い段階でそういった財産調査等に着手するように努めておるところでございます。

◎藤原清史会長  
品川委員。

○品川幸久委員  
最後にします。ちょっとこれだけ教えていただきたい。不納欠損の額がありますよね。これの内容をお聞きしたいと思います。どういう方の不納欠損なのかというところをお聞かせください。

◎藤原清史会長  
こども課長。

●藤原こども課長  
今回不納欠損しました内訳でございますけれども、保育料の時効でございます5年を経過したものが27件ございます。そのほか、滞納した状態で生活保護に至ってしまったケース、そのほか滞納処分、競売等が開始され、交付要求をして配当が得られず、換価できる財産がないということで欠損させていただいたケースもございます。以上でございます。

◎藤原清史会長  
品川委員。

○品川幸久委員  
27件なんですけれども、やっぱりこういうところはしっかりと追及して取ってもらわんと、生活の中で保護に陥ってしまった方もおれば事情で払えない方、それは重々わかっておるつもりなんです。やはり払わないで時効にしまった、不納欠損してしまうということだけは極力避けてもらわないかんということで、これだけ申し上げて終わっておきます。

◎藤原清史会長  
他に御発言ございませんか。  
上田委員。

○上田修一委員  
先ほどの不納欠損の形の中で、私のほうは、ずっとそういう形で行われている方と次の年代に至ったときに、そこに希望という形で入所するという方とのつながりだけ先に教え

てください。不納欠損されている方は、次のときに申し込みのときにわかるかという話を聞かせてください、先に。

◎藤原清史会長

こども課長。

●藤原こども課長

一度不納欠損された方につきましてはですが、私どもとしては次の子供さん、例えば弟あるいは妹が入所される際、ある程度の年数の範囲では情報としては持っております。その中で、下のお子さんが入所される際、御利用調整等で例えば滞納が過去にあった、不納欠損したから入所できないと、そういった措置はとることができませんので、入所に当たっては通常どおり対応させていただいておるところでございます。

◎藤原清史会長

上田委員。

○上田修一委員

なぜこんなことを聞くかといいますと、当局のほうはいろいろな形で手だてをしておると言うけれども、実際問題、そこの園に行きますと、品川委員が言ったように徴収方法が変わっていたということの中で、職員についてはその方がそういう状況にあるということは全く知らされない、知らせたらだめだということで知らされない、そういうことの中で本当に行政として、やっぱりその辺のところは出かけて行って特別な形で対応しないと、職員に任せます、園に任せますということが本当に通るのか、その辺だけ確認ください。

◎藤原清史会長

こども課長。

●藤原こども課長

保育料の納付に関しましては、園のほうに任せるということではなく、当方で初期段階から催促を重ねて、またこども課から直接保護者の方に電話をさせていただくなど、そういった対応をさせていただいております。

園におきましては、まず納期内納付をしていただくということ、それから滞納が生じた場合に関しては早期に納付していただくような促しをさせていただくということで対応させていただいております。

◎藤原清史会長

上田委員。

○上田修一委員

最後にしますけれども、やっぱりそこで滞納されている方々については、先ほども言わ



れましたように、園長以下職員は全く知らされてない、知らされたら困るということで対応していないと思うんですよ。行政としてその辺のところをきちっと別な形で対応しないと、同じ形がずっと続かれても、園のほうはそういう方がおると言われても誰がおるかもわからないような状況が今続いていって、こういう状態が起きてくるわけですから、やっぱりその辺、システムが変わったということイコール行政の取り組みも、そういうシステムが変わったことについてもっと把握した体制をしてほしいと思いますけれども、その辺どうですか。

◎藤原清史会長

次長。

●中村健康福祉部次長

いろいろと御意見いただきましてありがとうございます。

先ほど、課長のほうから民間保育所の園に収納を委託しているという状況なんですけれども、地方自治法の規定により収納の委託をしているんです。職員の方ができるというのは、先ほど言いました簡単な催告程度と言ったらあきませんけれども、実際どのように納付していくか、納付計画をどうしていくかというのは、その処分ができる職員、こども課の職員でなければ踏み込んだ発言ができません。現実的なところを言いますと、民間保育所で簡易的な細工をしていますけれども、実際、保育所で取っているのは正直言うとだんだん少なくなっているのが実情です。

先ほど言いましたように、コンビニ収納等の納付機会を設けておりますので、まずはそちらで納付していただく。先ほど言いました初期の段階で滞納処分のことを説明して、きっちりとした納付計画を立てていただく。市税もそうですけれども、納付計画を立てるに当たっては、まず以後の納付分は必ず納付していただくというのを大前提に進めさせていただいています。

このように、法律に基づいたまずは滞納処分もしっかりする体制をとって収納率の向上に努めていきたい、このように考えておりますので、まずはこちらのほうで、処分できる職員がしっかりと話をする、そういう体制にしていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

◎藤原清史会長

上田委員。

○上田修一委員

わかりました。最後にします。

園にそういう方がみえても、払う時期はコンビニとか口座落としということになっているわけなんで、やっぱり時間差、ずれがあります。その辺のところはもっと的確にそちらのほうで把握していただいて、さっきの法的な問題で進めていくのであれば、そういうことをきちっとしていただきたいなと思います。以上です。

◎藤原清史会長

他に御発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史会長

発言もないようでありますので、款 13 分担金及び負担金の当分科会関係分の審査を終わります。

次に、款 14 使用料及び手数料をご審査願います。当分科会の所管は、項 1 使用料のうち目 2 民生使用料、目 3 衛生使用料、54 ページ、目 9 教育使用料及び項 2 手数料のうち目 2 衛生手数料となります。

**【款 14 使用料及び手数料】《項 1 使用料》（目 2 民生使用料）（目 3 衛生使用料）（目 9 教育使用料）《項 2 手数料》（目 2 衛生手数料）**

発言なし

◎藤原清史会長

発言もないようでありますので、款 14 使用料及び手数料の当分科会関係分の審査を終わります。

次に、56 ページをお開きください。

款 15 国庫支出金を御審査願います。当分科会の所管は、項 1 国庫負担金、58 ページ、項 2 国庫補助金のうち目 2 民生費国庫補助金、60 ページ、目 3 衛生費国庫補助金、目 7 教育費国庫補助金及び 62 ページ、項 3 委託金のうち目 2 民生費委託金となります。

**【款 15 国庫支出金】《項 1 国庫負担金》《項 2 国庫補助金》（目 2 民生費国庫補助金）（目 3 衛生費国庫補助金）（目 7 教育費国庫補助金）《項 3 委託金》（目 2 民生費委託金）**

発言なし

◎藤原清史会長

御発言もないようでありますので、款 15 国庫支出金の当分科会関係分の審査を終わります。

次、62 ページです。款 16 県支出金を御審査願います。当分科会の所管は、項 1 県負担金のうち目 2 民生費県負担金、目 3 衛生費県負担金、64 ページ、項 2 県補助金のうち目 2 民生費県補助金、目 3 衛生費県補助金、68 ページ、目 10 教育費県補助金及び項 3 委託金のうち目 2 民生費委託金、70 ページ、目 5 教育費委託金となります。

**【款 16 県支出金】《項 1 県負担金》（目 2 民生費県負担金）（目 3 衛生費県負担金）《項 2 県補助金》（目 2 民生費県補助金）（目 3 衛生費県補助金）（目 10 教育費県補助金）《項 3 委託金》（目 2 民生費委託金）（目 5 教育費委託金）** 発言なし

◎藤原清史会長

御発言もないようでありますので、款 16 県支出金の当分科会関係分の審査を終わります。

次に、款 18 寄附金を御審査願います。当分科会の所管は、項 1 寄附金のうち 72 ページ、目 3 民生費寄附金となります。

**【款 18 寄附金】《項 1 寄附金》（目 3 民生費寄附金）** 発言なし

◎藤原清史会長

御発言もないようでありますので、款 18 寄附金の当分科会関係分の審査を終わります。

次に、款 19 繰入金を御審査願います。当分科会の所管は、項 1 基金繰入金のうち目 3 地域福祉基金繰入金、目 4 育英基金繰入金、目 5 文化振興基金繰入金となります。

**【款 19 繰入金】《項 1 基金繰入金》（目 3 地域福祉基金繰入金）（目 4 育英基金繰入金）（目 5 文化振興基金繰入金）** 発言なし

◎藤原清史会長

御発言もないようでありますので、款 19 繰入金の当分科会関係分の審査を終わります。

次に、74 ページをお開きください。

款 21 諸収入を御審査願います。当分科会の所管は、74 ページ、項 3 貸付金元利収入のうち目 1 民生貸付金元利収入、目 5 教育貸付金元利収入及び目 6 災害援護資金貸付金元利収入、項 5 雑入のうち 78 ページ、目 4 民生費収入、80 ページ、目 5 衛生費収入、84 ページ、目 12 教育費収入となります。

**【款 21 諸収入】《項 3 貸付金元利収入》（目 1 民生貸付金元利収入）（目 5 教育貸付金元利収入）（目 6 災害援護資金貸付金元利収入）《項 5 雑入》（目 4 民生費収入）（目 5 衛生費収入）（目 12 教育費収入）**

◎藤原清史会長

御発言はございませんか。

北村委員。

○北村 勝委員

それでは、目 4 の民生費収入の 4 番目の生活保護費収入について少しお伺いしたいと思います。

81 ページになるんですけれども、民生費雑収入の生活保護費収入について若干お伺いしたいと思います。生活保護法第 63 条返還金、それから生活保護法第 78 条返還金ということで、この返還金ですが、収入未済額が 1 億 315 万 9,864 円となっております。昨年、第 63 条、第 78 条のこの部分と同様、決算の収入未済は 8,825 万円でした。そして今年度は 1,490 万ふえておりますが、未納についてどのように把握されているのか、少しお聞か

せ願えないでしょうか。

◎藤原清史会長  
生活支援課長。

●濱口生活支援課長

前年、27年度の第63条、第78条返還金の関係ですが、27年度の残額、23年度調定させていただいて収納させていただいた未収の分、第63条のほうは232万6,548円、それから第78条のほうは1,903万3,831円になります。以上です。

◎藤原清史会長  
北村委員。

○北村 勝委員

そしたら、その分回収していただくという形で努力していただいておりますけれども、前年度からトータル的に不納欠損額がずっとゼロで上がっているということになります。そういった処理はされずにいるのかどうか、そこら辺の考え方、どのように整理されているのかお教え願いたいんですけれども。

◎藤原清史会長  
生活支援課長。

●濱口生活支援課長

不納欠損は、たしか平成24年度あたりで一度させていただいたんですが、その後、死亡ケースとかまだ整理をさせていただいています。それであと、相続の関係とかもありますので整理がなかなかし切れていないような状況なんですけれども、今後、早急に整理をさせていただきたいと思います。

◎藤原清史会長  
北村委員。

○北村 勝委員

わかりました。平成24年度に一度行っていただいているということで、徴収というか回収の努力もしていただいているという経過の中やと思います。

それで、そういった第78条の場合は、先ほども聞かせていただいたんですけれども、生活保護について不正受給があったということで回収に当たっていただいております。そうすると、第63条のほうは生活の途中で所得があったり資産がわかったりと本来の生活保護が解除に向かう状況で、その分を回収すると。ただ、今まで聞かせてもらおうと、わかった段階でどうしてもおくれてわかると、もう本人が使っているとか使用した後とかいうことで回収が難しいというのを聞かせていただきました。

そういった状況もありますが、そういった対応の中で本人が所得があれば申告するとか、そういった機会が周知できて、忘れていたという状況はほぼないか、あるのか、そういった状況も少なからず発生はあるのではないかと思います。そういった体制づくりと申しますか、周知をしながらどのように取り組んで、取り立てるといふわけじゃないんですけれども、回収に当たっているのか、ちょっとその部分をお聞かせください。

◎藤原清史会長  
生活支援課長。

●濱口生活支援課長

収入の申告については、申請していただいて、開始の段階で皆さんにお知らせをさせていただいています。何かしらの収入があればきちんと申告をしていただくという中で、最低、年に一遍以上の収入申告をしていただいております。その中でわかったものについてはその時点で回収させていただくような方法を、本人さんとお話しさせていただいて徴収をさせていただいております。ただ、その中でも、話をさせていただいたんですが、やっぱり一部使ってしまったとか、そういう部分で全額回収し切れない部分については誓約をしていただきまして、なるべく早期に回収させていただくような方法をとらせていただいております。

第 78 条については、それがもっと期間がたってからというようにところがやっぱり多くありますので、なかなか全額回収というのが難しい。生活保護についても最低生活費の中で生活している中で回収いただくような状態でありますから、使ってしまったというのがどれだけでも、本人さんが考えていただく中でなるべく早期に回収いただくというところはお願いさせていただきますが、余り無理していただくようなところも難しいというのが現状になっています。

◎藤原清史会長  
北村委員。

○北村 勝委員

ありがとうございます。

いろいろ聞かせてもらったわけなんですけど、そういった面談と申しますか、訪問というのは随時やっただいていらっしゃるのかなど、把握もしていただいているのかなとも思いますので、そういった部分を含めて回収の部分をしっかりやっただいて、進めていただきたいと思います。どうもありがとうございました。以上です。

◎藤原清史会長  
他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史会長

御発言もないようでありますので、款 21 諸収入の当分科会関係分の審査を終わります。  
以上で歳入の審査を終わります。

次に、歳出の審査に入ります。

108 ページをお開きください。

款 2 総務費の審査に入ります。総務費について当分科会の所管は、項 1 総務管理費のうち目 26 地域住民生活等緊急支援費、大事業 1、地域消費喚起・生活支援事業のうち中事業 2、太陽光発電普及促進事業、中事業 4、介護用品支給事業及び大事業 2、地方創生総合戦略推進事業のうち 110 ページ、中事業 11、教育環境整備事業となります。

それでは、項 1 総務管理費、目 26 地域住民生活等緊急支援費の当分科会関係分について御審査願います。

**【款 2 総務費】《項 1 総務管理費》（目 26 地域住民生活等緊急支援費）**

◎藤原清史会長

御発言はありませんか。

副会長。

○楠木宏彦副会長

ここの項目の大事業、地域消費喚起・生活支援事業の中の中事業、介護用品支給事業についてお伺いをいたします。

事務の概要書を見せていただきますと、3,475 万 6,000 円で支給者数 1,001 人の介護保険課の分について伺います。これは、国の緊急支援事業に基づいて毎年介護保険特別会計によって実施されている介護用品支給事業に加えて、新たにクーポン券によって購入費用を補助したというものですけれども、この制度を利用された方々からどのような反響があったか、教えていただけませんかでしょうか。

◎藤原清史会長

介護保険課長。

●浦井介護保険課長

27 年度におきます介護用品支給事業につきましては、配布者を拡大させていただきまして、通常ですと要介護 4、5 のところを要介護 2 から 5 の方に交付させていただいたのと、あと月額が 6,000 円のところを介護 4、5 につきましては 1 万 2,000 円に拡大してさせていただいたところと、2、3 の方につきましては、単年度ではございますが支給をさせていただいたということで、かなりの利用をいただいたところでございます。以上でございます。

◎藤原清史会長

副会長。

○楠木宏彦副会長

この事業は今年度限りということなんですけれども、この事業によって把握していただいた需要が随分あると思いますので、それを確認していただいて今後につなげていただきたいと思います。ありがとうございます。

◎藤原清史会長

他に御発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史会長

御発言もないようですので、目 26 地域住民生活等緊急支援費の当分科会関係分の審査を終わります。

以上で款 2 総務費の審査を終わります。

次に、116 ページをお開きください。

款 3 民生費の審査に入ります。項 1 社会福祉費、項 3 児童福祉費は目単位で、項 2 老人福祉費、項 4 生活保護費、項 6 国民年金事務費は項単位での審査をお願いいたします。当分科会の所管は、項 5 の人権政策費を除いた部分となります。

それでは、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費について御審査をお願いいたします。

### **【款 3 民生費】《項 1 社会福祉費》（目 1 社会福祉総務費）**

◎藤原清史会長

御発言はございませんか。

上田委員。

○上田修一委員

ここで、民生委員児童委員活動経費でお聞きをしたいと思います。

概要書を見ますと、民生児童委員の任期は 25 年 12 月 1 日から 28 年 11 月 30 日の中で定数が 274 人に対して 264 人ということになっていますけれども、この辺の 10 人ほどの欠員についてはどういう状況で発生しているのか、お聞かせください。

◎藤原清史会長

福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

現在 10 名の欠員でございますけれども、現時点では 7 名まで削減してきておるところでございますが、なかなか、自治会長さんに推薦をお願いしておるわけでございますけれども、人選に苦慮をしておるというところを聞かせていただいております、そんな状況でござ

います。

苦慮しておる理由としましては、地域で活動する役員というもの、自治会の役員も見つけるのが難しい状況の中で、さらに民生委員さんの職務を全うしていただくというような方、そういう福祉の仕事をしていただくという方を見つけるのが難しいというような状況かなと思っております。

◎藤原清史会長

上田委員。

○上田修一委員

そういう状況があって 10 人が欠員ということになっています。この辺の中で、民生委員さんは地区の協議会というのを持たれていると思いますけれども、そのような中で人選の欠員についてはどういうアプローチをしてきたんですか。

◎藤原清史会長

福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

民生委員さんの推薦につきましては基本的には自治会からの推薦という形をとっております。各地区の民児協にお願いするという形は、主任児童委員は除いてなんですけれども、とっておりません。ただ、自治会でもなかなか難しい状況がございますので、できましたら、協力を得るとい形になりますけれども、協議会の協力も得たいと考えております。

◎藤原清史会長

上田委員。

○上田修一委員

私も、なぜこんなことをお聞きするかといいますと、欠員のところの人選に当たって自治会として対応をさせていただきました。内容を見ますと、非常に民生委員さんの職務については民生委員法とかそういう形で守秘義務があったり、改めてそういういいなという方につきましても、そういうふうなことを言わせてもらおうとどうしても引いて行って、やっぱりボランティアという分が非常に強いというような気を持ちました。そういうことで、ボランティアの気持ちを持っていただくということが大前提だと思っておりますけれども、そういうところで、市としてできません、ありませんということではこの職務は済まされないと思いますので、この人たちのもう少し仕事の細分化というんですか、仕事の専門化というのをつくっていただいて、その辺のところを細分化できるというような気持ちはないのでしょうか。



◎藤原清史会長  
福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

業務の削減をどうやってしていくかということかなと思うんですけども、今少し包括的、総合的な相談支援体制というものを検討しております。できましたら来年以降、そういった仕組みをつくっていかうかなと思っております。専門職であるコミュニティソーシャルワーカーが中心となりまして、関係機関、地域住民の方々と連携して課題の解決を図っていくということなんですけれども、民生委員さんはこれまで非常に重たい課題を担当していただいた部分があるんです。そういった部分をできる限り専門職であるコミュニティソーシャルワーカーにお任せして、そういった形で業務の削減ができないかなというように考えておるところでございます。

また、コミュニティソーシャルワーカーといいますのは地域の見守り、そういった仕組みを構築していくという役割もございますので、民生委員さんだけが見守りをするというわけではなく、地域ぐるみで見守りをしていくというふうな仕組みをつくることによって、ある程度民生委員さんの負担が軽くなるのではないかなと、このように考えております。

◎藤原清史会長  
上田委員。

○上田修一委員

コミュニティソーシャルワーカーをやっていくという形を言われましたんですけども、こういう事例は恐らく全国的に悩んでいるような内容でないかと思えます。そういう先進的にやっている方の事例というのはあるのでしょうか。

◎藤原清史会長  
福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

例えば、各地域において地域見守り隊をつくって、地域ぐるみでそういう支援をしているというふうな事例は幾つかあると聞いております。そういった取り組みを、できればまち協さんあたりにやっていただくと非常にありがたいかなと思っております。以上でございます。

◎藤原清史会長  
上田委員。

○上田修一委員

地区的にどこか全国的にそういうやられている地域はあるかどうか、確認したいと思

ます。

◎藤原清史会長  
福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

手元に幾つか資料があるといいんですけども、コミュニティソーシャルワーカーにつきましては大阪のほうで市町村が取り組んでおるといふふうにお伺いしております。

◎藤原清史会長  
上田委員。

○上田修一委員

最後にしますけれども、非常にこの仕事については大変やっってもらわなきゃならないという仕事で、本当にこの方たちが自治会を超えて、地域のそういう中で非常に重さを感じている方の内容だと思います。例えば、地域で何かそういう形で事故が起きたら、民生委員さんの方がそういう方のチェックをされるということが先で、自治会としてはその後でフォローという形で、民生委員さんが先に出るといふようなことも持たれていますので、非常にこの辺のところは大きな仕事をしていただいております。

今回の決算につきましても、不用額としては主に地域活動手当というのが 37 万ほどあるわけなので、その辺のところはどうしても人がなければいかんということですけども、なければ、やっていかないかんということをしちっと皆さんでPRしていただいて、もっと民生委員さんの中で強力で推し進めていただきたいと思います。以上です。

◎藤原清史会長  
他に御発言ございませんか。  
辻委員。

○辻 孝記委員

この目の中の大事業 16、生活困窮者自立支援事業について少しお聞きをしたいと思います。

概要書のほうを見せていただきますと、県社協のほうでNPO法人セカンドハーベスト名古屋さんと提携をされまして、困窮者の方にいろいろなことが提供されているというふうなお話を書いてあるわけですが、この対象者等にはどのような条件等があるのか、まずお聞きしたいと思います。

◎藤原清史会長  
生活支援課長。

●濱口生活支援課長

フードバンクの対象者ということになると思いますが、フードバンクについては、相談をさせていただきまして、近々に食料が手元にないような状態の方については特に早急に対応させていただくようなことにしています。ただ、人それぞれありますけれども、一応3週間程度の食料が届きますので、生活がどこまでできるかというのは相談の上で判断させていただきながら、早急に対応させていただいておるといような状況になっています。

◎藤原清史会長

辻委員。

○辻 孝記委員

ありがとうございます。当然、食料に苦しんでいる方がいるかということだと思います。多分、ほとんどの関係が生活保護の形で話を持ってこられた方が、実際は保護までいかなければともそういうところで困っている方も含めて対象にしているんだろうというふうに思っておりますけれども、そのところで概要書を見ますと、途中から、7月からの開始だったということもありまして、なかなか認知度が低いのかなというふうなことがすごく感じられます。全体的にも5件、27年度につきましてはあったという形になっております。その辺のところはどのような形で啓発というか啓蒙というか、周知させていくような形をとっておられるのか、教えてください。

◎藤原清史会長

生活支援課長。

●濱口生活支援課長

フードバンクの啓発についてなんですが、広報とかホームページに掲載をさせていただきまして周知させていただいていますが、なかなか周知が不足しているような状況が見受けられるということで、先日、9月5日には観光文化会館で講演会をさせていただきまして、400人弱の方がお集まりいただいてお話をさせていただいたところです。

◎藤原清史会長

辻委員。

○辻 孝記委員

ありがとうございます。

この間、私もフードバンクの関係のところは聞かせていただきました。400人弱ということで、まだまだ市民に対して、生活苦の中で困窮している中でまず食事という食べることが一番大事である中で、それが手に入らないということがあってはならんのかなということで、以前からも私もフードバンクについては御提言させていただいたところでありませう。今回こういった形でせつかく取り組んでいただいているところを考えますと、しっかり集中をしていただきたいということと、それから、フードバンク自体が大変な状況にあ

るかというふうに思っておりますので、その辺の支援策についてを少しお聞かせ願いたいと思います。

◎藤原清史会長  
生活支援課長。

●濱口生活支援課長

フードバンクなのですが、今活用させていただいていますのが、県社協で名古屋のほうの認定NPO法人セカンドハーベスト名古屋さんと協定を結ばれまして、社協事業のみえ福祉の「わ」創造事業という中で対応させていただいています。こちらのほうについては食料を提供いただいておりますという状況なのですが、食料の不足というところもありますので、社協の窓口を通じて食料の提供の募集もさせていただいております。

◎藤原清史会長  
辻委員。

○辻 孝記委員

社協という形でやられておられますが、もっと生産者の側に対しましても、例えばお米等も5キロ程度提供されておられるというふうに聞いております。3週間の食料の中には当然、缶類であったりとかレトルト類であったりとかさまざまあるかと思っておりますけれども、お米等の支給をされているというふうに聞きます。そういった部分では、農家の方々にもちょっと御協力いただけるような方向とかいう形で御理解いただくような方策とか、そういったものを考えておられますでしょうか。

◎藤原清史会長  
健康福祉部長。

●江原健康福祉部長

生活困窮ということでございます。フードバンクの啓発等も必要であるということがございますが、まずは生活困窮に陥った方が相談しやすいような窓口というふうなことで、今、生活支援課でも窓口を設けておりまして、社会福祉協議会でも相談できるような体制づくりも行っておりますのでございます。そんな中でフードバンクを使わせていただく。フードバンクに御協力いただけるような食料を提供していただける方も社会福祉協議会と歩調を合わせながら順次広げていきたいというふうに考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

◎藤原清史会長  
辻委員。

○辻 孝記委員

わかりました。その辺ちょっと大変なところもあります。今回、一般質問でもさせていただきましたのでそれ以上余り言いませんけれども、認定NPO法人ということもありますので、その辺のところできっかりと寄附される方の御都合とか、そういったことも啓蒙していただきたいというふうに思います。またよろしくお願いします。以上です。

◎藤原清史会長

他に御発言ございませんか。

中村委員。

○中村豊治委員

ここで、大項目2の福祉ボランティア育成事業、これについて質問させていただきたいと思えます。

特に今回の福祉ボランティア育成事業1,439万について、実は議会改革特別委員会の中で、きのう中間で予算の執行状況、さらには事業の進捗状況等々、これは昨年11月25日に教育民生委員会で報告があったわけであり、福祉ボランティア育成事業についていろいろ報告がされたわけですが、まず、予算の執行状況といたしましては、ボランティアセンターの専任職員の増員とか開所日の例えば拡大とか相談支援体制の充実等々、このような形で平成27年度は進められてきたというぐあいに理解をしておるわけであり、

特に、その中で平成27年度につきましてはボランティアのコーディネーターを2名から3名にした。つまり、正規職員1名、嘱託職員1名から正規職員2名、嘱託職員1名ということで3名に体制の強化を図ってきた。特に、その中でも情報の発信とか育成講座の開催、さらには災害ボランティアネットワークの推進、4番目といたしまして活動団体への助成等々、いろんな形で施策については実施したというぐあいに報告されておるわけであり、

特に、今回の予算執行の状況を見ますと、当初予算が1,758万、今回の決算額で1,439万、予算執行率が85%ということで、非常に私ども、中間報告の中でもこの事業については大変期待をしてきたわけですが、予算の執行状況が当局が言われておるいろんな取り組みに対して非常に低いのではないかとというぐあいに私自身は理解をさせていただいておるわけであり、

この予算執行状況についてですけれども、どこに問題があったのか、さらにはどのように分析されて今回27年度の決算について整理されたのか、ちょっとこの点を教えていただきたいと思えます。

◎藤原清史会長

福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

福祉ボランティア育成事業でございます。かかっておる経費でございますけれども、主

なものは人件費とか助成金という形になっております。決算状況を見てみますと、予算に対しまして人件費が約 240 万程度減額となっております。また、助成金でも 42 万円程度減額となっております。こういったことが要因で三百十数万の減額となったところでございます。助成金の減額といたしますのは、これまでPRとかもしてきたわけなんですけれども、まだまだ育成が不十分であったのかなということもございますので、また社会福祉協議会とも協議しながら今後も進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

◎藤原清史会長  
中村委員。

○中村豊治委員

今の御答弁では、人件費が 240 万円ほど安くなる、さらには助成金の減額と、こういうことで、ほぼ当初の予算の内容については使い切ったというように理解させていただいて結構ですね。そういうような状況の中で特に今、この事業の中では養成講座の開催、これにつきましては例えば小中学生を中心として福祉体験学習を実施したとか、いろんなことが報告されておるわけでありますが、特に養成講座の中で小中学生に対して具体的にどのような講演会、講座をされたのか、その反応がどうであったのか、それをどのような形で将来に結びつけていくのか、少しわかれば教えていただきたいと思えます。

◎藤原清史会長  
福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

小中学生を対象にして福祉体験学習とか福祉協力校の助成とかを行っておるわけですが、福祉協力校の助成につきましては各学校でさまざまな取り組みを行っていただいております。高齢者との交流会であるとか、あるいは美化活動、保育園児との触れ合い会、そういった事業に助成を使っているという状況でございます。

◎藤原清史会長  
中村委員。

○中村豊治委員

もう 1 点は、事業を取り巻く状況等の中で、例えば教職員向けのセミナーを開催しまして教職員からの連携を図っていく、こういうような方向もあるわけです。これは具体的にどうなんですか。内容をどのようにされておるのか。

◎藤原清史会長  
福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

教職員対象の福祉教育セミナーにつきましては、福祉教育について学び、学校、社協、それから地域がつながる福祉教育が展開できますように、教職員を対象に地域福祉の担い手を育む教育を推進するということで開催したところでございます。

◎藤原清史会長

中村委員。

○中村豊治委員

やっぱり特に大事なことは地域の力を高めるということで、非常に私はこれが大事じゃないかと。これも、そういう学校を一応参加させた中でいろんな活動を進めていくということで今の御答弁、了解をさせていただきたいんです。

地域力を高める上で、地域で活動するボランティアの担い手づくりについてもいろいろやられておるんですけれども、特に地域との連携が一番大事や、こういうぐあいに総括されておるんです。特に地域との連携は非常に私は難しいと思うんですよ。この点が本当にこれからの課題だというぐあいに思っておるんですけれども、この点いかがでしょうか。

◎藤原清史会長

福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

委員おっしゃるように、地域でどうやって活動していただくかというのは本当に課題かなと思っております。ともすると、ボランティアといいましてもどちらかというやりたいことをやっておるといような方もみえるのが実情かなと思っておりますけれども、やはり地域のほうでそういう支え合い、助け合いの担い手になっていただくためには、これからボランティアを育成して、地域に入って活動していただくという方向に向けてPRをしていくというようにすることも大事かなと思っておるところでございます。以上でございます。

◎藤原清史会長

中村委員。

○中村豊治委員

特にボランティア育成事業は、その成果として何なんやと、成果の物差しが非常に難しいと思うんですよ。この点、やっぱり満足できるような成果は非常に難しいと思うんです。結果として何をどういうぐあいに求めていくのか、少し目的、目標もあると思うんですけれども、この点御披露いただきたいと思っております。

◎藤原清史会長

健康福祉部長。

●江原健康福祉部長

ボランティアでございますが、これからさまざまな高齢者、障がい者、それから小さな子供、こういったところを地域でどうやって支えていくんかというところがございます。行政だけではなかなか難しいところがございますので、地域で地域の実情に合ったような形でそれぞれが支え合いをしていっていただけるような体制づくり、非常に難しいこととございまして時間もかかると思いますが、こういったところをこれから市、社会福祉協議会が協力しまして開拓していく。こういったところが成果というのはなかなか難しいところとございますが、そういったところを進めていきたいと、このように考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

◎藤原清史会長

他に御発言ございませんか。

品川委員。

○品川幸久委員

民生費全般にかかる場所ですのでここでちょっとお聞きをしたいと思っておりますけれども、当然、年々歳出において民生費というのは右肩上がりに伸びておるといふようなところで、やっぱりスクラップ・アンド・ビルドというか、施策をちゃんと精査していかんと、いまだにこんなんやっておるといふ事業も、それが当然、民生にかかわることなんで大事なことはわかりますけれども、いろんな観点から事業仕分けも今までされてきたと思うんです。しっかりとそこら辺を取り組まんとなかなか先が見えなくなるので、そこら辺だけまずお聞きしたいと思っております。

◎藤原清史会長

健康福祉部長。

●江原健康福祉部長

福祉全般のお話でございます。どんなことをやっておるんかというふうなお話でございますが、確かに新しい権限移譲であるとか新しい福祉の事業なんかがふえてきております。今やらないかんこともふえてきておりまして、例えば高齢者ですと、地域包括ケアの中で取り組んでいくべきような事業が今までやっておる部分を再編していくとか、あと、これは議会の皆様にも御報告させていただいて今年度取り組みしておるんですが、例えば施設なんかでも民間にお任せできる場所はお任せして、市が手を引いて、その分で管理委託とかで市で負担しておった分をほかの事業に振り向けていくとか、そういった中で取り組みをさせていただいておるような状況でございます。

◎藤原清史会長

品川委員。



○品川幸久委員

わかりました。ぜひとも行財政改革の感覚、何も行財政改革とって減らすばかりが行財政改革ではありませんので、こちらの事業をこちらとまとめて一つの事業にするとか、そういうことを常に見直していかんと、ずっと右肩上がりの中では民生費が民生費というふうな話になりますので、そこら辺のことはしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それと、先ほど民生委員児童委員のお話が出ました。私も自分が委員をしておったんでお聞きするわけですが、民生委員が今 10 人欠員になっています。この欠員の状況でいくということは果たしてできるんですか、それともできないんでしょうか。

◎藤原清史会長

福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

当然ながら、欠員の状況というのは望ましいものでもございません。欠員となっておる地域につきましては、周りの民生委員さんであるとか、あるいは地区協議会の会長さんがいろいろ対応していただいておりますということでございますけれども、やはりそれなりに負担の増加になりますので、早急に欠員補充をしなければならぬと考えてはおりますが、なかなか現実的に、長いところはもう結構年数がたってきておるところもあるんですけれども、人選に苦慮しておるのが現実のところでございます。

◎藤原清史会長

品川委員。

○品川幸久委員

ありがとうございます。

それと、年齢制限があったと思うんですけれども、私も審査をしておったときに何人の方がこれで最後、これで最後という年齢になられておる方がたくさんみえたんです。その点の状況はどうですか。

◎藤原清史会長

福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

今現在、委嘱日時点で 75 歳未満の方という基準でやっております。ただ、75 歳未満といましてもなかなか候補者が見つからないという状況もございますので、そういった場合には、少し理由を自治会長さんを書いていただきまして 75 歳以上の方も認めておるといような状況となっております。以上でございます。

◎藤原清史会長  
品川委員。

○品川幸久委員

わかりました。本来なら若い世代の方が民生委員になっていただけるのがありがたいんですけども、なかなかサラリーマンの方は非常に難しい部分があって、自営の方というとだんだん今少なくなっておるんで、ぜひとも皆さんに周知をしていただいて、事業の内容、こちらのところには民生委員で決めたような取り組みというのが書いてあって、活動及び報酬であるとか任期の問題であるとか、いかに民生委員さんに楽をしてもらうというようなところをやってきたわけなんですけれども、そこら辺も含めて頑張っていたきたいと思うんです。

もう一つ、先ほど上田委員も言われましたけれども、民生委員さんは個人情報全部抱えるわけですね。私も前のときに、民生委員さんは多分学区に分かれてそういう会を開かれておると思うんです。私も相談を受けるんですけども、非常に悩ましい個人情報なんで話せないと、相談もできないというんで、できれば行政の方に年に2回ぐらいはお茶会でもいいんで開いていただいて、そこで話をする機会をつくってくれと前のときにも言わせていただいたんですけども、現状はどうですか。

◎藤原清史会長  
福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

民生委員さんの生の声を聞けというようなことかなと思うんですけども、昨年度、実は地域福祉計画の推進、啓発の一環で地区懇談会を開かせていただいたんです。実は民児協を対象に開いたところも7地区ございます。そういったところで日ごろの民生委員さんの思いとか困っているようなことをお聞きしたところでございます。例えば要援護者情報が十分ではないとか、あるいは業務の範囲はどこまでなのかなというようなことを意見として伺っておりますけれども、この懇談会につきましては今年度も実施をしていきたいと考えておりますので、そういうような形で民生委員さんの意見を聞けたらなと思っております。

◎藤原清史会長  
品川委員。

○品川幸久委員

ありがとうございます。そういう会で、やっぱり鬱憤もあるんですよ。そういうところでしっかりと話も聞いてやっていただきたいと思います。

それと、先ほどちょっとソーシャルワーカーの話が出まして、それがまちづくり協議会というような話が出ましたけれども、結構、まちづくり協議会に入っておるのは民生委員さんもたくさんみえるんで、なかなかそういうふうな別個の話はできないと思いますので、

いろいろと取り組んでいただきたいと思います。

もう一つ、保護司さんの活動費についてお伺いします。

保護司さんは定数が 43 名のうち 36 名ということで、犯罪、こういう保護観察になるところが現在減ってきておるのか、ふえてきておるのか、教えていただきたいと思います。

◎藤原清史会長  
福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

具体的な件数というのは把握しておりませんが、幸い伊勢市においては、保護観察の対象になるような方というのはそれほど多くないというふうなことを聞いております。

◎藤原清史会長  
品川委員。

○品川幸久委員

最後にしておきますけれども、なかなか保護司さんもあり手が少ない。特に家族の方に了解を得な、なかなかねんということがあろうかと思うので、これもしっかり啓発していただいて、仕事の内容も含めて取り組んでいただきたいと思います。終わっておきます。

◎藤原清史会長  
他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史会長  
御発言もないようですので、目 1 社会福祉総務費の審査を終わります。  
ここで 10 分間休憩いたします。

休憩 午後 2 時 36 分  
再開 午後 2 時 46 分

◎藤原清史会長  
休憩前に引き続き審査を続けます。  
次に、118 ページをお開きください。  
目 2 障害者福祉費について御審査をお願いいたします。

**(目 2 障害者福祉費)**

◎藤原清史会長

御発言はございませんか。

北村委員。

○北村 勝委員

それでは、目2の障害者福祉費の中で少しお伺いしたいと思います。

121ページ、20の扶助費について、少しそこからお伺いしたいと思います、若干だけお伺いしたいと思います。

それで、まず予算額が21億5,539万9,310円、不用額が6,480万9,222円ということで、昨年より946万増加となっておりますが、増加の部分、不用額の部分を含めて若干御説明いただきたいと思います。

◎藤原清史会長

健康福祉部参事。

●中村健康福祉部参事

ただいまの北村委員の御質問にお答えいたします。

扶助費の不用額についての説明ということでございますが、扶助費の増額につきまして、障害福祉サービスに係る介護給付費と申しますのが年々ふえておりました、その法制度の編成に伴いましてサービスの内容も大きく変化してきております。金額も増加しておりました、今回、決算額として約20億円となっております。この執行金額の増加に伴いまして不用額につきましても増加しております。サービスの内容によって月々の必要金額も異なりますことから、足りなくなるといけませんので、この程度の金額を一定程度残しているものでございます。以上でございます。

◎藤原清史会長

北村委員。

○北村 勝委員

ありがとうございます。そういった部分を含めてこの不用額になるということは理解できました。

それで、この事業全般にわたって、少しになるかと思いますが、この事業については相談センターで相談支援の充実、日常生活用品給付事業というのもございます中で、いろいろ生活の安定を図っていただく、障がいのある人が安心して生活できるよう、必要な事業で支えてもらっているというのはよくわかるんですけども、1点、障害者外出支援事業について少しお伺いしたいと思います。

重度障がい者が利用できるタクシー料金助成ということで、社会的な参加促進と経済的な負担を軽減するために行っていただいておりますが、利用者の声がかかっていたら少しお聞かせ願いたいと思います。

◎藤原清史会長

健康福祉部参事。

●中村健康福祉部参事

タクシー券助成について市民の方からの声があればということですが、タクシー券につきましては、1枚600円券で3枚まで一度に使っていただけるということになっているんですけども、この金額といいますのが距離によっては非常に金額をプラスするのが使い勝手が悪いというようなお声も頂戴しておりますことから、少しでも利用者の方々に利用しやすい制度に変更する方向で検討させていただきたいと考えております。以上でございます。

◎藤原清史会長

北村委員。

○北村 勝委員

ありがとうございます。そういった部分を含めて利用しやすい方向で検討していただくということで、よろしくをお願いします。

それで、最後になるんですけども、品川委員が今言われたスクラップ・アンド・ビルドということで、そういう話もされて、確かに実際、私も障がい者を持つ親から生の声を聞かせていただくことも多うございます。というのは、とにかく移動とか、子供が障がいを持つ親は、私は子供より先に死ぬことができないと、心配でしようがないということで、日々一生懸命育てている中でそういった声を聞かせていただいて、一緒にいるときでもそういった日々の力強い意志といいますか、そういった部分を強く感じて、しっかり生きて責任持って子育てに邁進しているんやなというのは感じるんです。ただ、伊勢市においても今幾つかのオプション、概要書にもいろいろ載せていただいて、オプションが利用できる中であるんですけども、親御さんから見れば、自分がもし病気になったら、私が動けなくなったときにどうしたらいい、これが心配だという声が多うございます。

それで、今現在御菌のほうとか二見のほうに新たに障がい者施設をいろいろと御検討で、市長を初め当局のほうで今進めていただいているということもある中で、そういった親御さんの不安を解消とまでは言いませんが、体を壊したときに私は実際に介助できるシステム、その介助をできる、介助というのは、体が行けないよと、予約していたけれども行くときにかわりに利用できるシステムが必要ではないかなということを思います。そういった部分で伊勢でもし何かを考え、検討されていることがあったら教えていただきたいと思います。

◎藤原清史会長

健康福祉部参事。

●中村健康福祉部参事

親御さんがもし何かの病気等で何かのときに介助できないときに、それを支援できる方

法はないかという点についてでございますが、例えばそのお子さんが通所していらっしゃる時に送迎が急にできなくなったというようなときには、通常の通園には使えないんですけども、移動支援という形でヘルパーさんが付き添って一緒にお送りすることができます。また夜、急遽入院とかそういった形でお子さんを見てほしいという場合には、短期入所、ショートステイとも言われますけれども、そういった形が今度、先ほど委員仰せの二見のほうにもできます。そういった形で、どのようなサービスがあるかということにつきましては、受給決定に至るまでには相談支援員さんに御相談いただいて、お一人お一人に合ったそういったサービスというのを御相談いただければと思います。よろしく願いいたします。

◎藤原清史会長  
北村委員。

○北村 勝委員

わかりました。一人一人に合ったサービスを検討していただく機会で、そういったところを充実していただいて、要望になってきますのでこの辺でとめておきたいと思います。それじゃ、よろしく。ありがとうございます。

◎藤原清史会長  
他に御発言ございませんか。  
辻委員。

○辻 孝記委員

少しお聞かせください。

障害者地域生活支援事業のところからまずお聞かせ願いたいと思います。

障害福祉関係の中で、概要書にも触れられておるんですが、相談支援センターをつくっていただきました。障がい者の方からじかにお聞かせ願うことがあって、聞いていますと、相談支援の関係のところへ電話すること自体も嫌がられているという人がやっぱりありまして、そういった方から見ると相談の窓口がなかなか難しいかというふうに思っておるんですが、そういったところで、今3支援センターがありますけれども、その辺のところはどのような運用をされているのか、まず教えていただけますか。

◎藤原清史会長  
健康福祉部参事。

●中村健康福祉部参事

相談支援センターが東、西とそれぞれ全部で3カ所になりました。その仕組みといたしましては、「フクシア」という基幹相談支援センターという全体の中核的な相談の支援をする機関と、それから3カ所、中央のフクシア、それから東、西の地域相談支援センターという形で、それぞれが月に1回連携会議を開きながら、計画相談の指定特定相談支援事

業所さんもお入りいただいて連携を図りながら相談をお受けしているという体制でございます。以上でございます。

◎藤原清史会長  
辻委員。

○辻 孝記委員

それぞれの支援センターですけれども、相談員の方々は何名ぐらいで運用されておられるんですか。

◎藤原清史会長  
健康福祉部参事。

●中村健康福祉部参事

フクシアにつきましては、基幹相談支援センターが2名、地域相談支援センターが2名、それから補助員として1名で5名でございます。それから、東と西につきましても2名ずつの相談支援員さんが対応していただいているところでございます。以上でございます。

◎藤原清史会長  
辻委員。

○辻 孝記委員

わかりました。私は、これ3つ、4つに分かれていったことがすごくいいなと思っていたんですね、最初のころは。地域に近いところで相談できるのかなというふうに思っておりました。

先ほども話をしましたけれども、障がい者の方から見るといろんなタイプの方がみえまして、その相談員の方とは意見が合わないとか話が合わないとか、そういったところがあるかというふうに思います。そういったことから相談しにくくなってきているという方もみえますので、そういった部分では、反対にたくさんの方が対応できるような、その人に合った人を対応させるという形をやっていかないとうまくいかないんじゃないかなというふうに思っております。東、西で2名ずつおるということで、要するに2名で何人かの人たちを対応する。合う合わないというのがやっぱり障がい者の方々にはありますので、その辺のところを対応するためにはもう少し考え直さなあかんところがあると思うんです。その辺の検討というのはされておられますか。

◎藤原清史会長  
健康福祉部参事。

●中村健康福祉部参事

相談支援体制のあり方につきましては、東、西と分かれて地域別でさせていただいて、

現在検証しているところでございます。委員仰せの方法につきましても、複合的ないろいろな相談、問題点を抱えていらっしゃる方にどういうふうに対応していくか、総合相談という視点も踏まえまして今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

◎藤原清史会長  
辻委員。

○辻 孝記委員

その辺しっかりと、反対を言えば一つで人数が多いほうがいいのかもわかりません。そういったことも検討しながらお願いしたいと思います。

次の障害者外出支援事業、先ほど北村委員からも話がちょっとありましたけれども、外出支援の関係で少しお聞きしたいんですが、「障がい者の福祉」という冊子があるわけです。この中で心身障害児通園旅費の助成というのがあるんですけども、この辺の実績をまずお伺いしたいと思います。

◎藤原清史会長  
健康福祉部参事。

●中村健康福祉部参事

心身障害児通園旅費の助成事業につきまして、26年度、27年度と実績はございませんでした。ゼロでございました。今年度も今のところございません。以上でございます。

◎藤原清史会長  
辻委員。

○辻 孝記委員

26年、27年度とゼロだったということで、ことしもないというお話です。これ、対象となる児童とかその辺の方は何人ぐらいみえるんですか。

◎藤原清史会長  
健康福祉部参事。

●中村健康福祉部参事

正確な数字はわかりませんが、草の実学園へ通っていらっしゃる方が26名、障害福祉サービス受給決定をしていらっしゃる方が26名ということでございました。以上でございます。

◎藤原清史会長  
辻委員。



○辻 孝記委員

わかりました。26 名の実際、草の実学園に通う方がみえるということからいくと、本来この方々も心身障害児通園旅費の助成を受けられる権利があるわけでありましてけれども、実際はないと。これはやっぱり助成の仕方に問題があるのかなというふうに思うんですけども、その辺の検討というのはされておられますか。

◎藤原清史会長

健康福祉部参事。

●中村健康福祉部参事

ただいまの件につきましては、これまでも議会のほうからいろいろ御指摘をいただきまして、その都度検討を続けているところでございます。以前に頂戴いたしました御意見の中で、実態をきちんと調べてそれに合った対応をとるというふうなことで、26 名の方々にアンケート調査を実施いたしました。そのお答えをいただいた方のほとんどが、津まで通ってそういった訓練を受けるよりも市内にそういった施設が欲しいという御意見がほとんどでございましたことから、今回、御菌の放課後デイサービス事業ということで募集をさせていただいているところでございます。以上でございます。

◎藤原清史会長

辻委員。

○辻 孝記委員

わかりました。

先ほど北村委員からも話がありましたように、今回御菌でやられる予定になっているわけですが、確かにアンケートの中ではそうだったかもわかりません。ただ、中には草の実まで通われる方もあるのかもわかりません。そういった部分では、実際通う通園の旅費のことにしましては、公共交通機関という縛りがございすがゆえになかなか使いにくいというふうなところがあるわけでありまして、その辺のところをもっと緩和する措置をとるべきだというふうに私は思うんですが、その辺のお考えはありますか。

◎藤原清史会長

健康福祉部参事。

●中村健康福祉部参事

旅費について条件を緩和する意思はあるかないかということでございますが、今回、皆さんの御希望の御意向、ニーズに沿った形でまず提供させていただくということで、市内でサービスをお受けいただきたいと考えておりますので、この助成事業につきましては実態に応じた形で、時代に応じた形の検討をさせていただきますということから、改めて緩和をするという方向ではございません。御理解を賜りますようによろしくお願いいたします。

◎藤原清史会長  
辻委員。

○辻 孝記委員

そうすると、「障がい者の福祉」の冊子の中には、草の実学園だけじゃありません。あすなろ学園、県立聾学校というふうに書いてございます。そういったことから含めますと、確かに御園で今回できるものは大事なことだと私は思っております、すごく有意義なことだと私は思っております。そういった施設がどんどんできれば本当にいいのかなというふうに思っておりますけれども、ただ、あすなろ学園とか県立聾学校へ行かれる方、聾学校の方が何人おるかはわかりませんが、その対象者というのをどのようにされていくのか、お聞きしたいと思います。

◎藤原清史会長  
健康福祉部参事。

●中村健康福祉部参事

聾学校、盲学校の方々につきましては、生徒さんにつきましては通学支援旅費というのが別でありますので、それではなくて、そこへ訓練に行かれる方ということで通園旅費の要件に上げてあるのだと推測いたします。実際にそれぞれ盲学校、聾学校でその生徒さん以外でそういった訓練ということは実施しておられませんので、この条件に該当する方が今のところ現在はいらっしゃらないという状況でございます。以上でございます。

◎藤原清史会長  
辻委員。

○辻 孝記委員

わかりました。聾学校、盲学校に関してはそういった形なのかと思います。

先ほども言いましたように、草の実学園等さまざまな津へ通わなければいけない、県外も助成する対象になっておりますし、そういったことから考えると、交通費、公共交通機関だけじゃなくて、津であればやっぱり車で行ったほうがいい、よその場合は便利がいいということも実際はありますので、そういったことから車を使ったときの補助制度とかをしっかりと考えていく必要があるのかというふうに思います。その点の考えだけ聞かせてもらって、終わりたいと思います。

◎藤原清史会長  
健康福祉部長。

●江原健康福祉部長

先ほど参事が申しあげましたように、まずは利用者のお声を聞かせていただいて施設を

整備させていただく。その上で様子を見るといいますか、利用していただいた上で、さらにどういう形がいいのかというところのまたお声も聞かせていただきたいと、このように考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

◎藤原清史会長

他に御発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史会長

御発言もないようですので、目2障害者福祉費の審査を終わります。  
次に、120ページ、目3医療支給費について御審査願います。

### （目3医療支給費）

◎藤原清史会長

御発言はございませんか。  
上村委員。

○上村和生委員

（3）のこども医療費支給事業についてお聞きをさせていただきたいと思います。  
成果説明書にも過去2年の実績が記載をされています。25年、26年、27年、年々とこれを見させていただくと増加傾向に見えます。もちろん、平成26年9月から中学校卒業までの通院医療の部分も対象を拡大したということで、この辺が増加しておるのかなと私は思うわけなんですけれども、その辺の部分を少し教えていただきたいと思います。

◎藤原清史会長

医療保険課長。

●中居医療保険課長

こども医療費の助成金額が伸びておる要因でございますが、上村委員御指摘のとおり、平成26年9月に中学生の通院まで拡充させていただきました。それが9月であったことから、平成26年度と27年度それぞれに事業費が増加したということでございます。

◎藤原清史会長

上村委員。

○上村和生委員

ありがとうございます。

そういうことでは、今の補助対象が変わらない限りは今のところ市としてはこれ以上増

加しないというような考え方なのでしょうか。ちょっとその辺の今の対象であればということでお聞かせください。

◎藤原清史会長  
医療保険課長。

●中居医療保険課長

現行の補助対象で進んでいく状況においては、現行から微増、微減等の範囲でおさまるものと考えております。

◎藤原清史会長  
上村委員。

○上村和生委員

わかりました。

それから、成果説明書には三重県下での市町、今償還払いになっておるということで、今、県に対して現物給付化に向けて県と協議を検討されておるというようにも記載もされています。現物給付化にするとコンビニ感覚で医療機関に診察を受ける等々、何か回数もふえたり、もちろん市、また県の負担もこれからふえてくるのかなというふうに思うわけなんですけれども、その辺の部分をどのように考えて、どのように今つかんでおるのか、その辺お聞かせをいただきたいと思います。

◎藤原清史会長  
医療保険課長。

●中居医療保険課長

窓口無料化につきましては、現在、県内の全市町によります福祉医療費助成制度改革検討会で検討しておるところでございます。その中でメリット、デメリット、いろいろ出し合いながら検討しておるところでございますが、メリットとしましては、先ほど委員からお話のありましたように、医療機関に受診しやすくなるということがある一方、受診しやすくなるがゆえに医療費が上がってくるということも指摘をされております。

三重県が具体的に伊勢市の場合どれぐらい財政負担増になるかということを試算しておりますが、こども医療費だけではなく、障がい者、こども、ひとり親の助成3制度を合わせた負担増としましては、毎年大体6億円ぐらいふえるという試算がありますことから、慎重な検討が必要という状況でございます。

◎藤原清史会長  
上村委員。

○上村和生委員

ありがとうございます。6億ほど市単独で負担がふえるということを試算されておるといふことであります。

もちろん、少子高齢化の中で必要などころにはきっちりと手当てをしていく必要もあると思ひますし、品川委員も先ほど言われましたけれども、いろんなどころの精査もといふよふな話もございました。必要以上の負担にならないよふなことも検討いただきながら、県とも詰めていただきたいといふよふに思ひます。窓口給付といふことではぜひとも進めていただきたいと思ひますので、その辺も含めて検討いただきたいと思ひます。終わっておきます。

◎藤原清史会長

他に御発言ございませんか。

北村委員。

○北村 勝委員

上村委員が聞かれましたので、若干重ならない部分で少し聞かせていただきたいと思ひます。

それでは、今、医療支給費の中で扶助費で少しお伺ひしたいんですけれども、この予算額が年度当初8億8,656万8,000円でしたが、実際に不用額として金額が3,398万円あるわけです。一度、実はその前で補正予算額といふことで2,138万7,000円補正を組みました。ところが組んだ以上に不用額が残ってしまうといふことになります。この状態を見ると見通しが甘かったのかなといふよふに捉えるわけですけれども、こういっただころを少し詳細について教えていただきたいと思ひます。

◎藤原清史会長

医療保険課長。

●中居医療保険課長

ただいま北村委員から補正額に対して不用額が多かったといふことで御指摘をいただきましたが、福祉医療費の支給事業に關しましては、予算不足によって対象者に助成ができなくなることにならないよふにといふことで、毎年、3月補正に向けまして、4月から11月分の実績に加え、過去5年間、福祉医療費の伸び率を参考にしまして12月以降の見込み額を積算しております。平成27年度におきましては、こども医療費の対象拡大による増加の分と、それに加えてインフルエンザの流行等によって年度末に医療費が増加するといふことも踏まえて積算を行いました。幸い結果的に医療費がそこまで伸びなかったといふことで不用額が多くなってしまったといふところでございます。引き続き、必要額の精査に努めまして不用額圧縮を図ってまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

◎藤原清史会長  
北村委員。

○北村 勝委員

わかりました。ということは、インフルエンザが予想以上に抑えられたというか、よい方向で結局不用額がふえたという形になるわけですね。理解できました。

それで、今、上村委員も言いましたが、いろんな市単の部分も聞かせてもらって、ゼロ歳から中学3年生卒業までの部分で通院、入院それぞれ無償化ということになりました。26年9月からということで、その部分で市単がふえたという部分になると思うんですが、できたら、伊勢市単独の独自の負担金額も含めて、県の補助金も含めて詳しい数字を教えてくださいませんか。

◎藤原清史会長  
医療保険課長。

●中居医療保険課長

基本的には2分の1が県補助対象となっておりますが、伊勢市独自で上乗せをしておりますのは、障害者医療の身障4級と療育B1、それとこども医療費の中学生の入通院でございます。県の補助対象外の事業費につきましては、障がい者に係る部分が1億659万2,000円、こども医療費、中学生に係る部分が4,687万8,000円ということでございます。

◎藤原清史会長  
北村委員。

○北村 勝委員

ありがとうございます。そうすると、トータルは足すと約2億1,000万が子供の手当の支給に試算で使われているということによろしいでしょうか。

◎藤原清史会長  
医療保険課長。

●中居医療保険課長

説明がまずかったようで、すみません。中学生の市単の部分については、先ほど申しました4,687万8,000円ということでございます。

◎藤原清史会長  
北村委員。

○北村 勝委員

ありがとうございます。わかりました。

伊勢市のほうが今そういった無償化を中学校全体でやったということで、県のほうが少しくおくれた状態で伊勢が進んでいるということは理解できました。そういった充実する部分で、今後、県との交渉の中で県がまたそういった充実に進むようにしていただいて、伊勢市の負担が少なくなるように、また、すみませんが県といろいろ話の中で随時進めていただければと思います。以上です。

◎藤原清史会長

他に御発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史会長

御発言もないようでありますので、目3 医療支給費の審査を終わります。

次に、目4 遺家族等援護費について御審査願います。

#### **（目4 遺家族等援護費）**

◎藤原清史会長

御発言はありませんか。

上村委員。

○上村和生委員

追悼式開催事業についてちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

ここにも、戦争犠牲者を追悼し、恒久平和を祈念することを目的に伊勢市戦争犠牲者追悼式を開催しているというふうになっています。年々、遺族の方が高齢化をしてきて、なかなか参加も少なくなってきたおるのが課題だというふうになっていて、臨時バスやマイクロバスを出して参加を促しておるとのことだというふうに思います。バスを使って来ていただくという施策を打っておると思うんですけども、成果というのはどのように感じておるのか、その辺だけちょっと教えてください、まず最初。

◎藤原清史会長

福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

会場に来られます方というのはさまざまな方法で来られております。その中でもバスによって来られる方というのもたくさんございまして、現在、伊勢市駅とか二見老人福祉センターあるいは明野高校前あたりから出しておりまして、非常に多くの方に利用していただいております。また、ルートもいろいろ検討しまして乗りやすい状況というようなものをつくっていて、なるべく参列していただくようにというふうに考えております。

◎藤原清史会長  
上村委員。

○上村和生委員

ありがとうございます。多くの方が御利用いただいておりますということでありますので、ぜひともその辺のルートを含め検討も今後いただきたいと思っておりますけれども、交通手段だけではないようにも思うんです。ほかにもいろんな理由があられようと思うんですけれども、市としてほかに何か考えておることがあるのであれば、ぜひともお聞かせをいただきたいなど。

◎藤原清史会長  
福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

参列されます方を見ておりますと、例えば家族の方の送迎で参列するというような方もございます。そういった点を少し考慮しまして、実は今年度、追悼式を土曜日に開催する予定となっております。家族の送迎、平日だとなかなかできないというような方もおみえになるかなと思っておりますので、少しでもそういった方の参加がいただければなというふうに考えております。

◎藤原清史会長  
上村委員。

○上村和生委員

ありがとうございます。

もちろん、それでもどんどんやっぱり高齢化ということが危惧されますし、絶対にそれはなっていくと思うんです。参列された方には今、参列記念品等々お渡しさせていただいておりますけれども、本当に高齢化が進む中でどんどん少なくなってきたときには、何か違う手だてと言うたらおかしいですけれども、来られない方、来たくても参列できない方、その辺の手だてということを何か検討があるのであればお聞かせいただきたいと思っております。

◎藤原清史会長  
福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

今現在、参列される方 261 名なんですけれども、実は案内状を事前に発送しております。大体、昨年度で 1,600 程度ございました。

参列できない方のために何かということなんですけれども、1,600 人分の記念品となりますと費用もそれなりにかかりますし、どういうふうに配布するかというふうな問題もご



ございますので、現状では記念品というようなものを来られない方に配るということでは考えておりません。

◎藤原清史会長  
健康福祉部長。

●江原健康福祉部長

どのように遺族の方に来ていただくかというお話でございます。先ほど課長が申し上げましたように、今年度から休日にさせていただく。また、遺族会の方も通じてなんですが、前年度では中学生の方に、新しい試みとして作文を読んでもらったりというようなことでもございました。ですので、例えば体がもう動けなくて行けない方とか、あと亡くなるような方もおみえになると思いますので、ぜひその息子さんであるとかお孫さん、こういった方にもいろいろ意識を持っていただいて、ぜひとも参加していただけるように努力をしていきたいと、このように考えております。

◎藤原清史会長  
他に御発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史会長  
御発言もないようでありますので、目4 遺家族等援護費の審査を終わります。  
次に、122 ページをお開きください。  
目5 心身障害児通園施設費について御審査願います。

**（目5 心身障害児通園施設費）** 発言なし

◎藤原清史会長  
御発言もないようでありますので、目5 心身障害児通園施設費の審査を終わります。  
次に、項2 老人福祉費について、項一括で御審査願います。

**《項2 老人福祉費》**

◎藤原清史会長  
御発言はありませんか。  
上田委員。

○上田修一委員

ここの項の4の(1)の老人乗合バス運賃助成事業、市内の75歳以上の高齢者に対して寿バス乗車券100円を40枚助成する。高齢者の外出を容易にして社会参加を促進して

心身の健康保持増進を図るということを目的にしてやられている事業だと思いますけれども、そこで、決算の1,175万7,914円の内容につきましては交付者数が1万190人、率にして51.8%という内容で、利用者数が11万9,264枚ということで48.5%という率でございます。この内容につきまして、返却される方について行政のほうから返却時に利用者の声を聞いているかどうか、先にお聞かせください。

◎藤原清史会長

健康福祉部参事。

●中村健康福祉部参事

上田委員の御質問にお答えをいたします。

老人乗合バスのバス券の返却時に御意向伺いをしているかどうかという点につきましては、まず、発行させていただく際に返却をお願いさせていただいているということでございますので、発行の際にいろいろの御説明をさせていただいているところでございます。以上でございます。

◎藤原清史会長

上田委員。

○上田修一委員

すみません、聞き方がちょっとまずかったんだと思います。この券を利用される方の発行時であるということと言われたんですけども、発行時に、今まで使っておったけれどもこういうふうにするほうがいいんやわとか、こんな使い方は非常に不便やわというような声があったかどうかということです。

◎藤原清史会長

健康福祉部参事。

●中村健康福祉部参事

この券の返却時につきましてはそういったお声は伺っておりませんが、平成25年にアンケート調査という形でいろいろ御意見をお伺いしたところでございます。以上でございます。

◎藤原清史会長

上田委員。

○上田修一委員

そのときのアンケートの内容をお聞かせください。

◎藤原清史会長

健康福祉部参事。

●中村健康福祉部参事

まず、アンケート調査でバス券を受けていない人に関しましてはなぜかというふうな理由をお伺いしましたときに、自家用車を使っているからという方が過半数ございました。また、次いで身体的な理由で利用をできないという方が約4分の1いらっしゃいました。また、所得制限について希望のある方、そういう方もいらっしゃいましたが、現行のままこの制度を望むという方が一番多くいらっしゃいました。以上でございます。

◎藤原清史会長

上田委員。

○上田修一委員

わかりました。アンケートでは、自家用車とか利用したくても利用できないという方、そして利用される方では現行のままということと言われたということになっておりますけれども、やっぱり高齢者が社会参加するのに本当にこういう50%前後の対象の方、ということでこの事業というのは果たしていいんだろうかということかと思えます。利用者の方がもう少し全体的に、予防を中心とした内容でありますので、健康増進をどういう立場でしていくのかというのを健康課も交えて、市全体としてこの政策についてもう少し考え方はないでしょうか。

◎藤原清史会長

健康福祉部参事。

●中村健康福祉部参事

ただいまのこの制度をもっと有効的に利用できるように何か方法はないかということでございますが、前回25年にアンケートを実施いたしましてちょうど3年になりますので、今回、今年度またアンケートを実施させていただいて、高齢者の方の社会参加というのを促進するための老人パスのあり方、あるいは実態につきまして調査をさせていただきます、どのような形がよいのか、あるいは福祉的な観点、公平性、総合的な判断のもとで今後の方向性というのを検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

◎藤原清史会長

上田委員。

○上田修一委員

わかりました。3年になるということですので、あり方検討会を立ち上げて今後の進め方をさせていただくということで、より使いやすく、利用者の満足度が高まるような形でいただきたいと思えます。以上です。

◎藤原清史会長

他に御発言ございませんか。  
健康福祉部参事。

●中村健康福祉部参事

私の発言の仕方が悪くて申しわけございません。あり方検討会は立ち上げませんが、アンケート調査を実施させていただきたいということで御理解を賜りますようによろしくお願いいたします。

◎藤原清史会長

他に御発言ございませんか。  
上村委員。

○上村和生委員

同じところでもう少しだけ聞かせてください。ダブらんように質問させていただきます。  
本当に半数ぐらいの方しか利用、対象者からすると4分の1ぐらいになるのかなと思うんですけども、寿バス乗車券の交付を受けた方の2分の1ということやと思うんです。その人たち、多分、私の予想ですけども、使われる方は全て使われる、使わない方は本当にごく一部だったり全く使わないというふうな状況がアンケート等でも出ているのかなというふうに思います。その辺の分析、例えば私は思うんですけども、公共交通機関なり何なりが発達した地域と、またその辺の路線のかげんというところもあると思うんです。その辺の分析があるんであったらちょっと教えてください。

◎藤原清史会長

健康福祉部参事。

●中村健康福祉部参事

ただいまの使う人、使わない人の傾向というのを調査したのかという点についてでございますが、今年度、地域ごとの利用実態ということで、利用実態というのはなかなか三重交通さんのほうでも路線が複数走っておられますということで難しかったんですけども、私どものほうで発行しております枚数について地域別の検討調査をさせていただきました。その結果によりますと、やはり各小中学校区別の件数が発行枚数の多い地域といたしますのは交通の便がよい、そちらの地域の方々についてはやはり発行枚数もふえているという実態でございました。以上でございます。

◎藤原清史会長

上村委員。

○上村和生委員

何回もすみませんけれども、そうなるとうっかり地域差で不公平感ということも生まれようかというふうに思います。先ほど課長も言われましたけれども、不公平感をなくした方法も検討という話でありましたので、例えばバス以外のタクシーであったりとか電車、汽車等もあると思うんで、それ以外のこともぜひとも検討いただきたいなというふうに思います。その辺だけ言って終わっておきます。

◎藤原清史会長

健康福祉部参事。

●中村健康福祉部参事

今後のこのあり方につきましては、先ほど申し上げましたように、アンケート調査を実施させていただいて今後検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎藤原清史会長

他に御発言ございませんか。

副会長。

○楠本宏彦副会長

この項目の地域支え合い体制づくり事業です。14番です。これについてお伺いをしたいと思います。

これ、厚生地域と一色町で買い物支援事業、それから食支援の事業、これに対する補助をしていただいているようですけれども、この内容をもう少し詳しくお伺いできませんでしょうか。

◎藤原清史会長

地域包括ケア推進課長。

●大井戸地域包括ケア推進課長

委員の御質問にお答えいたします。

委員おっしゃるとおり、厚生お助け隊、それから一色町「食」支援の会、それぞれの補助金でございます。

厚生お助け隊につきましては、厚生学区の高齢者等の買い物、それから生活環境改善に資する事業に対する補助でございます。一色町「食」支援の会につきましては、触れ合いの場を提供する、それから高齢者、児童の交流を実施、例えばネットスーパー取り次ぎ、配食等の事業に対する補助でございます。以上でございます。

◎藤原清史会長

副会長。

○楠本宏彦副会長

ありがとうございます。

同じような取り組みがほかの地域でも進められているというふうなことは把握しておられますか。

◎藤原清史会長

地域包括ケア推進課長。

●大井戸地域包括ケア推進課長

委員のおっしゃるとおり、ほかの地域でも幾つか同様の事業が別の形でされているということは把握してございます。以上でございます。

◎藤原清史会長

副会長。

○楠本宏彦副会長

どこの地域でもいわゆる買い物難民という方がどんどんふえているというような状況ですから、それぞれの地区でまち協だとか、あるいは自治会だとかで独自に努力もしていただいているというところも随分あると思うんです。それからまた、小売業者が主で小さな軽トラックか何かで持ってきていただいているだとか、あるいは市でもそういったところと連携をいただいていると思うんですけれども、こういった今の2つの地域の状況をもっと同じようなことを広げていくといいますか、あるいはそれぞれのところの地域の独自のやり方を励ましていくといいますか、そういった方向で今後ともよろしく願います。

◎藤原清史会長

他に御発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史会長

発言もないようですので、項2 老人福祉費の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後3時32分

再開 午後3時32分

◎藤原清史会長

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本日はこの程度で散会し、あす 28 日午前 10 時から継続会議を開き、款 3 民生費、項 3 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費から継続して会議を開きたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史会長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

また、本日御出席の皆様には開議通知を差し上げませんので、御了承ください。

それでは、これをもって散会いたします。御苦労さまでした。

散会 午後 3 時 33 分

上記署名する。

平成 28 年 9 月 27 日

委 員 長

委 員

委 員